

令和7年 第11回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年12月3日（水）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤優子 3番：仲摩茂敏 5番：佐々木洋子 7番：衛藤眞弓
8番：佐藤暁史 9番：飯田祥治朗

推進委員

10番：多田貫緑 11番：森 眞一 12番：野田政春 13番：手島政弘
14番：佐藤頼久 15番：帆足政門 16番：熊谷厚己 17番：徳永孝文
18番：時松美智雄 19番：梅木由紀子 20番：佐藤 勉 21番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：6名 （農地利用最適化推進委員）：12名
欠席委員 （農業委員）：3名 （農地利用最適化推進委員）：0名

事務局長 それでは定刻となりましたので只今から、令和7年第11回の農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員6名出席3名欠席ということで、1番矢方委員、4番平委員、6番小田委員が欠席となっております。

農地利用最適化推進委員さんは12名出席となっております。

農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は6名です。

九重町農業委員会会議規則第七条の規定によりまして、過半数を満たしているため成立することを報告をいたします。

それでは、これからの進行を九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは総会では会議規則に基づきまして、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可得てから発言をお願いします。

発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

携帯電話はマナーモード、もしくは電源をお切りください。

続きまして、議事録署名委員ですが、規則第14条第2項規定により、2番委員さんと3番委員さんをお願いしたいと思います。

異議はありませんか。よろしくをお願いします。

それでは、今から報告案件に移ります。事務局からよろしくをお願いします。

事務局 すいません。議案目録の差し替えと、議案第38号の追加をお願いします。

議案書の1ページお開きください。報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による、届出が5件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議長 はい。ありがとうございます。

事務局 では報告第25号をお願いします。

議長 議案書の4ページをお開きください。

事務局 報告第25号、農地法第18条第6項の規定による届け出が4件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議長 ありがとうございます。続きまして議案に移ります。議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。

議長 議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について。

議長 議案第35号(番号1番～2番)を読み上げて説明。

議長 ありがとうございます。それでは一番から担当委員さんの説明をお願いします。

18番委員 18番時松です。場所が、十三曲を上がって、吊り橋を過ぎて信号の所に〇〇〇〇がありますけど。それからまた長者原の方に行って十字路を左に入って5、60mぐらい行った所で。左に入って右側に〇〇さんの家があるんですが、家の真ん前になります。

去年か一昨年に〇〇さんのお袋さんが亡くなって、この人は長男ですけど〇〇におっちょって、百姓はせんでしょうね。

〇〇さんは〇〇〇〇の長男でして30代後半くらい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。では番号2番。

21番委員 21番田吹です。

議長 はい、田吹さん。

21番委員 ○○さんは70代後半です。○○さんは51歳です。
 場所は、210号を塚脇方面に行きますと古い○○橋があります。その
 手前150mぐらい手前に鋭角に入る町道があります。
 それを入った所です。入って右側に、もう入って本当すぐの所ですね、
 右側になります。
 贈与っていうのが結局、さっから先になるんじゃないかなと思います
 親戚先のね。そういうのがあってもう、前から使いよった分で対価はい
 らないっちゃうことで、管理してくれてたんでということ。行ったら
 ブルーベリーが植わってました。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。
 担当委員さんより説明がありましたので、質疑に移りたいと思います。
 どなたか質問のある方。
 おられませんか。
 ないようでしたら、採決に入ります。
 議案第35号、番号1番2番について賛成する方の委員の挙手を求め
 ます。ありがとうございます。
 全員賛成ということで承認されました。
 それでは続きまして議案第36号、農地利用計画は皆さんにも届いて
 ると思います。この中で何か皆さんのご意見がありましたら。
 農地中間管理機構は、農地利用の農用地利用集積等推進計画を定める
 場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条3項の規定に基
 づき、九重町が作成した農用地利用集積等推進計画案について、農業委
 員会の意見を聞くものとあります。議案は6件あります。一括で質
 疑、ご意見を求めたいと思います。
 いかがでしょうか。ありませんか。

13番委員 場所だけ教えてください。所在地番の場所どの辺になりますかね。

議長 1番○○、○○○○番○。

11番委員 いいですか。

議長 はいどうぞ。

11番委員 11番森です。
 場所はですね、210号出ましてから役場から右へ行きます。高速の入
 口の信号のちょっと手前、左に上がって行く道があります。
 それを上が行って、○○製材があるもうちょっと上の右側の方です。

1 3 番委員 どっちもですね。

1 1 番委員 はい。そうです。

議 長 いいですか。

1 3 番委員 はい。

議 長 他ありませんか。議案第 3 6 号 1 番 2 番の案件について、賛成される方は委員の挙手を求めます。

 はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。続きまして議案第 3 7 号、非農地証明願について事務局よりお願いします。

事 務 局 議案書の 7 ページをお開きください。

 議案第 3 7 号、非農地証明願について。

 議案第 3 7 号（番号 1 番）を読み上げて説明。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは審議いたします。質疑を求めます。その前に委員さんから。

2 1 番委員 はい、2 1 番です。

議 長 2 1 番どうぞ。

2 1 番委員 場所は、〇〇〇〇の横に公共工事の土砂置き場で使用した分で、今整地された所があると思います。そこです。

 〇〇さんはお寺の住職で 7 9 歳です。以上です。

議 長 はい、これにつきましてどなたか質問ありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

 もう結構今、整地されてるよね。

2 1 番委員 石だらけです。

議 長 農地にはやっぱならんですか。

2 1 番委員 ならんですね。

議 長 結構高く盛土したようになってるね。

2 1 番委員 ですね。若干高かったね。

議 長 例えば農地にそういうふうに入土を盛る、捨てるのかという時には許可はいらんとね。

事 務 局 当初の時に申請が出てるんですよ。

 残土置き場として、地区の残土をここに置いてもいいですかというふうに入土は出ています。

議 長 これ、せつかく置いたので地上げして、そのまま使おうということやな。元に戻さんで。

2 1 番委員 戻せる状態ではないもんね。

議 長 戻すというと、またぐっと下がるき使え前がないきね。それは結果論だ

ろうけど。他にどなたかありますか。

ないようでしたら採決に入ります。

議案第37号、1番の案件について賛成する方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成ということで決定いたしました。

議案38号について、追加で入っていると思います。

今日配られたと思いますが、これについて何かどなたかありましたら。

場所はどこですか。

事務局

会長、これ説明してもいいですか。

議長

はい、どうぞ。

事務局

議案書の8ページをお開きください。議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用促進計画の承認について、括弧所有権。

議案第38号(番号1番)を読み上げて説明。

場所は、東飯田公民館から〇〇集会所の方に約400m向かった左側になります。最終的な譲受人は〇〇〇〇さん。対象地は譲受予定者の耕作地と同一地区内で隣接しております。今後も安定的に農業経営を行うためにも、相手方として適正であると判断します。また、あっせん売買の要件を満たしていることを報告いたします。

大分県農業農村振興公社の11月審査会で、買い入れ可能であることと令和7年11月19日に通知が来ております。以上です。

はい。ありがとうございます。何かこれに対して質問があれば。

ないようでしたら、議案第38号この案件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

議長

はい、全員賛成ということで決定いたしました。ありがとうございます。

これで一応終わります。議案は以上となります。